

資産課税課情報	第8号	令和7年6月27日	国 税 庁 資産課税課
---------	-----	-----------	----------------

「租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて」の一部改正について（法令解釈通達）のあらまし（情報）

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第127号）等の施行等に伴い、令和7年6月23日付課資5-167ほか1課共同「『租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて』の一部改正について」（法令解釈通達）により、所要の整備を行ったところであるが、そのあらましについて別添のとおり送付するので、執務の参考とされたい。

なお、単なる条項の異動等その改正の内容が形式的なものについては省略した。

目 次

〔措令第 25 条の 17 第 7 項関係〕

旧 20 文部科学大臣の定める基準に従い会計処理を行う学校法人 1

〔措置法第 40 条第 3 項関係〕

23 の 2 措置法第 40 条第 3 項に規定する財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった旨の届出
..... 2

この情報は、令和 7 年 4 月 1 日現在の法令等に基づいて作成している。

《省略用語例》

この情報において使用した省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。

措置法（措法）………租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）

措置法令（措令）………租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）

（改正措令）………租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 127 号）

[措令第 25 条の 17 第 7 項関係]

(文部科学大臣の定める基準に従い会計処理を行う学校法人)
旧 20 措令第 25 条の 17 第 7 項に規定する「私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 14 条第 1 項（書類の作成等）に規定する学校法人で同項に規定する文部科学大臣の定める基準に従い会計処理を行うもの」とは、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）に従い会計処理を行う学校法人（以下この項において「学校法人」という。）をいい、例えば、その贈与又は遺贈に係る学校法人の監査報告書又は寄附行為などに当該学校法人の会計処理は学校法人会計基準により行う旨の記載があるものは、これに該当するものとして取り扱う。

※ 下線部分が改正部分である。

(廃止)

(説明)

承認特例^(注)の対象となる学校法人は、「私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 14 条第 1 項に規定する学校法人で同項に規定する文部科学大臣の定める基準に従い会計処理を行うもの」に限られていたところ（改正措令による改正前の措令 25 の 17⑦）、廃止前の本項は、措置法第 40 条第 1 項後段に規定する贈与又は遺贈（以下「贈与等」という。）を受けた学校法人が、上記の「同項に規定する文部科学大臣の定める基準（学校法人会計基準）に従い会計処理を行うもの」に該当するか否かの確認に関する取扱いを定めていたものである。

(注) 「承認特例」とは、措置法第 40 条第 1 項後段に規定する公益法人等（以下「公益法人等」という。）に対して財産の贈与等をした場合の譲渡所得等の非課税の適用に係る申請書の提出があった日から 1 か月（一定の場合には、3 か月）以内に国税庁長官の承認又は不承認の決定がなかった場合にその承認があったものとみなす特例をいう（措令 25 の 17⑦～⑨）。

私立学校法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 21 号）により、学校法人会計基準の法的位置付けが私立学校振興助成法から私立学校法に変更され、全ての学校法人（いわゆる準学校法人を含む。）に対して学校法人会計基準の適用が義務付けられた（令和 7 年 4 月 1 日施行）ことに伴い、令和 7 年度税制改正において、承認特例の対象となる学校法人は、私立学校法第 3 条に規定する学校法人とされ、同法第 152 条第 5 項の規定により設立された法人（準学校法人）を含むこととされた（措令 25 の 17⑦）。

この改正により、本項の取扱いは不要となったことから、廃止することとしたものである。

なお、この改正は、令和 7 年 4 月 1 日以後にされる財産の贈与等について適用し、同日前にされた財産の贈与等については、従前のおりとされていることから（改正措令附則 9）、廃止後の本項についても、同日前にされた財産の贈与等については引き続き適用されることに留意する。

《参考》 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）（抄）

(定義)

第三条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

第三章 学校法人

(会計の原則)

第百一条 学校法人は、文部科学省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない。

第五章 雑則

(私立専修学校等)

第百五十二条 省 略

2～4 省 略

5 専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる。

6 第三章及び前章（第百四十八条第四項を除く。）の規定は、前項の法人について準用する。この場合において、第三章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と読み替えるものとする。

7～11 省 略

〔措置法第 40 条第 3 項関係〕

(措置法第 40 条第 3 項に規定する財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった旨の届出)

23 の 2 措置法第 40 条第 3 項に規定する公益法人等から、当該公益法人等の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に対し、同項に規定する財産等（特定管理方法により管理されているものを除く。）をその公益目的事業の用に直接供しなくなった旨の届出書（その旨を明らかにする書類の添付があるものに限る。）の提出があった場合には、原則として、同項に規定する「第 1 項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等が…当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産をその公益目的事業の用に直接供しなくなったこと」に該当することに留意する。

(新設)

(説明)

公益法人等に対して財産の贈与等があった場合において、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、所得税法第 59 条第 1 項第 1 号（（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）の規定の適用上、その財産の贈与等がなかったものとみなされる（措法 40①））。

この国税庁長官の承認を受けて行われた贈与等を受けた公益法人等が、その贈与等に係る財産等（措置法第 40 条第 3 項に規定する財産等をいう。以下同じ。）をその公益目的事業（同条第 1 項後段に規定する公益目的事業をいう。以下同じ。）の用に直接供しなくなった場合など一定の事実が生じたときには、国税庁長官はその承認を取り消すことができることとされ、この場合には、その財産等の贈与等を受けた公益法人等をその贈与等を行った個人とみなして、その公益法人等に対してその財産等に係るみなし譲渡所得等に係る所得税を課税することとされている（措法 40③、措令 25 の 17⑬）。

例えば、国税庁長官の承認を受けて行われた贈与等を受けた公益法人等が、その贈与等に係る財産等を譲渡し、その譲渡代金の全額を事業費として費消したケースなどは、上記の「贈与等に係る財産等をその公益目的事業の用に直接供しなくなった場合」に該当することとなるが、このようなケースに該当することとなった公益法人等が自発的に税務当局に対して届け出る手続が、法令上明らかでなかった。

そこで、本項では、令和 7 年度税制改正の大綱（令和 6 年 12 月 27 日閣議決定）を踏まえ、国税庁長官の承認を受けて行われた贈与等を受けた公益法人等が、その贈与等に係る財産等をその公益目的事業の用に直接供しなくなった場合における手続を定めるとともに、その効果を留意的に明らかにした。

《参考》 令和 7 年度税制改正の大綱（令和 6 年 12 月 27 日閣議決定）（抜粋）

一 個人所得課税

5 租税特別措置等

公益法人等が贈与等に係る財産をその公益目的事業の用に直接供しなくなった場合において、当該公益法人等が、その旨その他の事項を記載した届出書に当該財産を当該公益目的事業の用に直接供しなくなったことを明らかにする書類を添付して、これを国税庁長官に提出したときは、国税庁長官は当該財産の贈与等に係る非課税承認を取り消すことができることとする。

すなわち、措置法第 40 条第 3 項に規定する公益法人等が、財産等（措置法令第 25 条の 17 第 3 項第 6 号に規定する特定管理方法により管理されているものを除く。以下同じ。）をその公益目的事業の用に直接供しなくなった場合^(注1)には、その公益法人等の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に対して、その財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなったことを明らかにする書類^(注2)を添付した上で、その旨の届出を行うこととし、その届出があった場合には、その届出に添付された書類によって認定される事実関係により、原則として、措置法第 40 条第 3 項に規定する「第 1 項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等が…当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産をその公益目的事業の用に直接供しなくなったこと」に該当することとなる。

(注) 1 例えば、次のようなケースは、「財産等をその公益目的事業の用に直接供しなくなった場合」に該当する。

- (1) 公益法人等が、財産等を譲渡し、その譲渡代金の全額を事業費として費消したケース
- (2) 公益法人等が、財産等を収益事業の用に供したケース
- (3) 株式等である財産等について、配当金などの果実が生じないこととなったケース

2 例えば、上記 1 (1) のケースでは、次のような書類がこれに該当する。

- ・ 財産等を譲渡することを決定した旨の記載のある公益法人等の理事会等の議事録の写し
- ・ 財産等の登記事項証明書
- ・ 売買契約書の写し
- ・ 譲渡代金が入金された通帳の写し など